

1. 重要事項説明書(訪問看護サービス)

あなたに対する訪問看護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名	わくわく訪問看護ステーションおやま	
所在地	栃木県小山市駅東通り3-9-6	
提供可能サービス	訪問看護（機能強化型訪問看護管理療養費1）	
管理所及び連絡先	小藪江 一代	0285-24-6575
サービス提供地域	小山市・下野市(旧南河内町 旧国分寺町) 茨城県結城市	

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	主治医が指定訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、その療養生活を支援し、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
運営方針	高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。業務の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供を努める。

3. 職員体制

職種	人員	勤務体制
看護師	13名(管理者を含む)	常勤10名・非常勤3名
理学療法士	3名	常勤(兼務)3名
事務	1名	常勤

4. 営業時間(電話連絡24時間可能)

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

5 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス証明書が必要な場合は、いつでも交付いたしますので、お申し出下さい。

2. サービス内容説明書・訪問看護サービス

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

サービス内容	
● 全身状態	・バイタルサイン測定、病状の観察など
● 看護・介護技術の実施・指導	・清拭、入浴、部分浴、洗髪等 ・口腔ケア ・排泄の援助・体位交換体位保持等・食事摂取
● 医療的処置の実施・管理・指導	・チューブ類の管理 ・医療機器装着の方の看護 ・床ずれ、創傷の処置 ・吸入、吸引 ・薬の管理・点滴 （疼痛コントロール）
● 主治医へ連絡調整	・他事業所への連絡
● リハビリテーション	・日常生活動作の訓練・指導 ・関節拘縮予防等 ・嚥下練習
● がん・難病・小児の看護	
● 終末期（在宅看取り）の支援	緩和ケア
● 介護者の相談・指導	

① 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。

※主治医の文書料につきましては、指示期間がありますので、発行にあたり主治医医療機関より請求が生じますのでご了承下さい。

② サービスの提供にあたっては、訪問看護計画に基づいて実施いたします。

③ 訪問看護計画書は、利用者に説明の上交付します。

④ サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。

⑤ 個人情報法を遵守し、適切な管理の下に取り扱いたします。

⑥ 提供した訪問看護に関しては、健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。

⑦ 当事業所は主治医、毎月訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

※特定行為研修区分

- 1)創傷管理関連 2)栄養及び水分管理に係わる薬剤投与関連
3)ろう孔管理関連 4)呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連

上記の区分を終了した看護師による特定行為に関しては、個別に説明し、手順書や指示書を取り交わして行われるものです。

2. 利用料及び支払方法

お持ちになっている医療保険証、指定難病特定医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、自立支援医療受給者証、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証等すべてご提示下さい。

月末締めで毎月15日前後に請求書を、郵送もしくは担当看護師がお届けします。直接お支払い下さい。

※ 利用料は別紙参照。

3. 緊急時の連絡先

昼間 (8:30~17:30)	① 0285-24-6575 ② 0285-30-0933 (わくわく訪問看護ステーションおやま)
休日(土・日・祭日)及び 夜間(17:30~8:30)	090-4395-2446 ※ 病状の変化等でとくにお急ぎの場合は直接主治医ご連絡下さい。

4. 事故発生の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

5. サービス内容に関する苦情相談申立窓口

事業者の 窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分~5時30分 ご利用方法 電話 0285-24-6575 面接 わくわく訪問看護ステーションおやま 担当 加藤 由布
------------	---

6. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	

7.キャンセル料

キャンセルは、原則としてサービス提供日の前日までにお申し出下さい。急なキャンセルの場合はキャンセル料として2,000円をいただきます。(但し、状況によりやむを得ない事情がある場合は不要です)

令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対する居宅サービスの提供開始にあたり、口利用者、口利用者の家族等に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者 栃木県小山市駅東通り3-9-6

主たる事務所所在地

名 称 わくわく訪問看護ステーションおやま 印

説明者 氏 名

私は、この重要事項に基づいて説明を受け内容を確認し、訪問看護提供開始に同意をしました。

利用者氏名 _____

—利用料金一覧表—

R6.6.1 施行

後期高齢者医療被保険者			1割・2割・3割
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 特定医療受給者	1割・2割・3割
		一般医療	3割
		乳幼児医療	3割(3歳未満の乳児は2割)

基本療養費		料金	1割負担	2割負担	3割負担
	週3回までの訪問 1日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
※週4回目以降の訪問 1日につき	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	

※P.8 難病等(別紙参照)の利用者様、特別指示書の交付を受けた利用者様に限ります。

管理療養費		料金	1割負担	2割負担	3割負担
	月の初日	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
2日目以降1日ごと	3,000 円	300 円	600 円	900 円	

※機能強化型訪問看護管理療養費1を算定しております。

《その他の加算料金》

※下記金額の医療保険の自己負担額の割合分になります。

<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算 (月1回)	24時間連絡がとれ、必要に応じて訪問が受けられる体制をとっており、看護業務の負担軽減の整備が行われている事業所に対する加算	6,800 円
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算 (1日につき1回)	ご利用者様やご家族様の緊急の求めに応じて、主治医の指示を受けて計画外に訪問看護を行った場合に算定	※月14日目まで 2,650 円 ※月15日目以降 2,000 円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅱ (月1回)	別紙参照 P8.②イ～オ	2,500 円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算Ⅰ (月1回・重症等の高い方)	別紙参照 P8.②ア	5,000 円

□	訪問看護情報提供療費 1 (市町村等) 訪問看護情報提供療費 2 (義務教育諸学校) 訪問看護情報提供療費 3 (保険医療機関等)	ご利用者様の同意を得て、市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定	1,500 円
□	訪問看護ターミナルケア療養費 1	ご利用者様、ご家族のご意向などを踏まえて、心身状態の把握・対応など主治医との連携の下、ターミナルケアにかかわる計画、支援体制の実施をした時に、死亡月に1回算定	25,000 円
□	退院時共同指導加算	・退院月に1回 ・退院月に2回(別紙参照 P6.基準告示第2の1に規定する疾病等のご利用者)	8,000 円
□	特別管理指導加算	・退院月に1回(別紙参照 P8.基準告示第2の1に規定する疾病等のご利用者)	2,000 円
□	退院支援指導加算	退院日に訪問を行った月に1回	6,000 円
□	訪問看護基本療養(Ⅲ) [試験外泊]	入院中に一回又二回 ・特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の方 ・特掲診療料の施設基準等別表八に掲げる状態等の方 ・診療に基づき、試験外泊時の訪問が必要であると認められた方	8,500 円
□	難病等複数回訪問加算	別紙参照 P8 基準告示第2の1に規定する疾病等のご利用者 ・1日に2回目の訪問 ・1日に3回目以上の訪問	4,500 円 8,000 円
□	長時間訪問看護加算	週1日を限度。 ※15歳未満の超重症児又は準超重症児若しくは15歳未満のであって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる場合は週3回を限度	5,200 円
□	乳幼児加算(6歳未満) (1日につき1回)	別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合 上記以外の場合	1,800 円 1,300 円
□	複数名訪問看護加算	イ. 他の看護師と行う場合 (週1回算定) ロ. 他の準看護師と行う場合 (週1回算定) ハ. 看護補助と行う場合 (週3回算定)	4,500 円 3,800 円 3,000 円
□	看護・介護職員連携指導加算	喀痰吸引等特定行為業務を実行する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合月1回	2,500 円

□	訪問看護医療 DX 情報活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、月1回算定	50 円
□	訪問看護ベースアップ評価料 I	訪問看護療養費(月の初日の訪問の場合)を算定しているご利用者様1人につき、月1回を限度として月1回算定	780 円
□	夜間・早朝訪問看護加算	夜間:午後 6 時から午後 10 時まで 早朝:午前 6 時から午前 8 時まで	2,100 円
□	深夜訪問看護加算	深夜:午後 10 時から午前 6 時まで	4,200 円

《その他利用料・医療保険適応外費用》

	2時間を越える訪問看護 30分毎に	2,000 円
★	土日祭日・時間外の訪問看護	1,000 円
★	エンゼルケア料金	10,000 円

★料金には、別途消費税がかかります。

- ・指定難病特定医療受給者証、小児慢性特定疾病医療をお待ちの方は、自己負担上限額の上限まで料金をいただきます。
- ・駐車場がなく、近隣の有料駐車場を利用させていただく場合は、利用した料金を実費精算させていただきます。
- ・サービス実施に必要な物品、衛生材料(オムツ・ガーゼ等)の購入は、利用者様の負担となります。

【基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者】特掲診療料の施設基準等別表七に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、

脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ハーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって、生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群。）プリオン病、亜急性硬化性症、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の者

① 特掲診療料の施設基準等別表第八の各号に掲げる者

ア. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

イ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理をうけている状態にある者

ウ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態である者。

エ. 真皮を越える褥瘡の状態にある者

オ. 在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している者

※特別な管理を必要とする利用者のうちで重症度等の高いものとは、ア.に掲げる状態の方になります。